

## 第9章 過激化という問いの立て方について ——カナダ・ケベック州においてイスラームへの帰属意識 が警戒される過程

浪岡 新太郎

### 1. 問いの立て方についての問い

#### (1) 規範的な帰属意識からの再国民化

ムスリムはカナダで市民（国民や州民）<sup>1</sup>になれるのだろうか。かれらは政治の世俗性を認めないのではないか、男女平等を認めないのではないか。かれらは過激化し、テロリストになる怖れが高いのではないか。こうした見方が強まる中で、ムスリムを念頭に、2015年、カナダ・ケベック州に北米では初めての「暴力に至るような過激化予防センター（Centre de la prévention de la radicalisation menant à la violence）」が設置された。ただし、イスラームへの帰属を警戒した問いは、カナダに限らず、欧州、北米一般で広くみられる。この問いは国民の権利や義務の前提となる国民としての帰属意識の有無を問うている<sup>2</sup>。しかし、問いは移民や難民として国籍を申請するムスリムにのみ向けられるわけではない。主として問われているのは、むしろ、欧州や北米の国籍を持つムスリム・マイノリティである。

しかし、すでに国籍を所有しているということ、すなわち、国民であるということは、かれらがすでに国民としての帰属意識を持っているということの意味しないだろうか。国民に対する「国民になれるのだろうか」という問いは、実際の国籍取得者がどのような国民としての帰属意識を持っているのかを問うのではない。この問いは、実際というよりは、何らかの規範的な基準を前提とした国民としての帰属意識から「国籍取得者」をつくり直そうとするのだ。国民をつくり直そうとするから、実際の国籍取得者＝国民が国民になるための努力を求められたり、国民にふさわしくないと判断されることすらあるのだ。

#### (2) 国家の基本原則の違いを超えた共通の問題化——国民とは何か

では、イスラームへの帰属と衝突するような規範的な、あるべき国民の帰属意識とはどのようなものだろうか。この点で、二点に注意する必要がある。第一に、あるべき国民としての帰属意識は、1980年代末以降になって欧州や北米でイスラームへの帰属意識と対立するものとしてメディアや政治の場で論じられるようになってきているという点である。それ以前には、欧州や北米にムスリム・マイノリティが存在しなかったわけではない。つまり、ムスリムは常にその存在が問題とされていたのではなく、事後的に、国民としての帰属意識の構築のために利用されている。

たとえば、欧州や北米のうちで最も早くイスラームへの帰属が大きく問題とされたのは、

1989年のフランスでの「イスラームのスカーフ（ヒジャブ）事件」である。公立中学校に通う女子生徒がヒジャブを着用して登校することが、公立中学校というライシテ（政教分離原則）が適用されるべき場への宗教的属性の持ち込みとして教師によって批判され、女子生徒は登校を禁じられた事件である。しかし、ライシテの具体化として頻繁に参照される法律は「1905年12月9日法」である。1989年以前に、ヒジャブを着用した生徒は公立中学校にはいなかったのだろうか。そして、国民としての帰属意識とは何かを問う政府の審議会である「高等統合審議会（Haut Conseil à l'intégration）」は、このスカーフ事件をきっかけに成立している。つまり、予めフランス国民とは何かの規定されており、それとイスラームへの帰属が対立するというよりは、「イスラームへの帰属意識は国民への帰属意識と対立する」と言われるなかで、国民とは何かが事後的に構築されていくのである。

第二は、イスラームへの帰属意識と対立する国民固有の帰属意識のあり方をめぐる議論は、実際には、その固有性を超えて、欧州や北米で幅広く確認できる点である。たしかに、「国民とは何か」という問いへの答えは国ごとにその固有性を反映しており、異なっている。たとえば、フランスはしばしばライシテをフランス固有の特徴と定義し、その政教関係を、国教制度をとる英国や、公認宗教制度を持つドイツ、地方分権の進んだアメリカ合衆国や、さらには多文化主義の影響がつよいカナダ・ケベック州と対照的なものとして描いてきた。しかしながら、フランスのみならず、欧州の他の国々でも、さらには北米においてもヒジャブやブルカの着用、さらにはムスリムの過激化が問題化され、同じような問いが立てられ、国民としての帰属意識がないと批判されている。問われているのは、政教関係をめぐる、カナダあるいはフランスなどの一国に固有の具体的な国家の基本原則ではなく、基本原則を規定する欧州や北米の国民のあり方そのものと言えるのではないだろうか<sup>3</sup>。

そうだとすると、イスラームへの帰属意識のどこが問題なのか、どうすれば特定の国民としての帰属意識と矛盾しないのかという問いを立てることは、この国民としての帰属意識が事後的に明確化されるものであるということ、つまり、基準があってムスリム・マイノリティが排除されるのではなく、ある時期から排除のために基準が構築されるという側面を見逃すことになる。また、イスラームへの帰属意識と国民としての帰属意識の関係をめぐる問いが、一国にとどまらない、欧州や北米の国民のあり方についての問題であるという側面を見逃すことになる。では、どのように問いを立てれば良いのだろうか。

### (3) 本稿の視点

そこで、本稿では、「ムスリムはカナダで国民あるいは州民になれるのだろうか」、「ムスリムは政治の世俗性を認めるのだろうか」といった問いには答えない。そうではなくて、このような問いがどのようにして立てられるに至ったのかを明らかにする中で、問いの立て方自体を批判したい。

その際、イスラームへの帰属意識と国民としての帰属意識の対立を説明するものとして、現在最も注目されている「過激化 (radicalization)」という概念に注目したい。また、カナダの中でも、イスラームへの帰属意識が国民あるいは州民としての帰属意識の観点から特に問題とされるケベック州に注目する<sup>4</sup>。ケベック州はフランス語話者がマジョリティを占め、北米における言語的マイノリティ擁護の観点から、多様な差異をもつ人々の差異への権利の保障に関して豊富な経験を持っている。他方で、ケベック州民としての帰属意識擁護の観点から、イスラームへの帰属意識に対する警戒が激しい。

まず、①イスラームへの帰属を事例に、北米・欧州の国民の様々な宗教・宗派の主張を調整する基本的原則としての「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」を確認し、カナダとケベック州におけるその具体化について検討し、次に②ケベック州のムスリムがどのように社会的に認識されていったのか、こうした認識はどのように基本原則や政策に具体化されたのかを確認する。その上で③2015年以降、特に「イスラーム国」の登場とそこに参加する欧州や北米国民の参加者（特にホームグロウン・テロリスト）を念頭に注目されるようになった、「過激化」というイスラームへの帰属意識と国民としての帰属意識の対立をめぐる問いの立て方が、どのような問題を抱えるのかを指摘し、④新たな問いの立て方を提案する。

## 2. 多元主義の中の「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」

### (1) 「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」——欧州・北米の政教関係をめぐる基本原則

現代国家において、国民のうちに多様な宗教・宗派への帰属者を含むことは自明のことになっている。もちろん、特定の宗教・宗派への帰属意識と国家への帰属意識は常に調和し、整合的であるわけではない。この点について、宗教的帰属をめぐってリベラルデモクラシーをとる欧州、北米の国々は「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」をその特徴とすることで解決を図ってきた。法学者のセバスチャン・レベスク (Sébastien Lévesque) は両者を以下のようにまとめている<sup>5</sup>。国家において「個人の」信仰の自由は絶対的に保障されるべきものであり、表現の自由はそれに伴う。中立的な国家は宗教を無視するのではなく、その範囲を限定し、個人の信仰の自由を保障する責任を負う。その際、中立的な国家は何らかの特定の「善」についての原理や原則を参照して特定の宗教・宗派を周縁化してはならない。また、中立的な国家は平等な扱いを各宗教・宗派に対して行う必要がある。その際、中立性は国家や制度に対して要求される。

各国民はこの「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」の下で、様々な宗教・宗派への帰属を持つ人々と生活空間を共有することになる。たとえば、食事においてアルコール飲料を飲まない、豚肉もしくは牛肉を食べないなど、さまざまな宗教・宗派への帰属から生じる異なった要求に直面する中で、各国民はその多元性に暴力を使うことなく対応してい

くことを求められている<sup>6</sup>。こうした多元性は多くの宗教・宗派に帰属する人々と出会うということだけではなく、その多様な宗教・宗派への帰属が個人化によって人々に多様に解釈され、実践されているという「宗教の脱制度化」を含む。宗教・宗派への帰属を対象にしたヘイトスピーチや、この帰属への想定を理由とした傷害、宗教施設などへの破壊行為は、こうした多元性への人々の対応の失敗として考えることができる。

その際、ヘイトスピーチや傷害、破壊行為の加害者は、しばしば、自分たちを加害者ではなく、被害者として語る。「自分の生まれ育った街がイスラームの影響力の下に入ることから、街を守るためにやむなく暴力行為に訴える」というのは、頻繁に耳にするレトリックである。かれら自身が脅威を感じ、その生活を脅かされていると加害者は主張する。

ただし、具体的にどのような生活上の困難あるいは被害が生じているのか、と問うと、その答えは極めて抽象的なものになる。たとえば、「モスクが街にできることで、イスラームの影響下に街が入ってしまう」というレトリックについても、「イスラームの影響下」という表現が何を指しているのかは明確ではないし、さらに、そのことによって加害者の職場への通勤、労働、日常生活が、変化するわけでもない<sup>7</sup>。

具体的な問題がないにも関わらず、信仰という他人のプライベートなあり方（私的領域）にそんなにも関心を持ち、それを容易に国家のあり方、国民としての帰属意識にまで結びつけようとするのはなぜだろうか。

## (2) カナダ・ケベック州における国家の中立性とムスリム

カナダで、「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」はどのように制度的に具体化されているのだろうか。カナダは連邦制を取り、10の州と3つの自治領を持つ。英語とフランス語の二言語制（1867年）を認め、この二言語主義を基礎として多文化主義を「権利及び自由に関するカナダ憲章」に組み込み、基本原則としている。ただし、本稿で注目するケベック州は「101号法（1977年）」に基づき、フランス語のみを公用語とする単一言語主義をとる<sup>8</sup>。その背景には、英語話者が圧倒的なマジョリティを構成する北米におけるマイノリティとしてのフランス語話者を存続させるためには、フランス語話者を、「脆弱なマジョリティ（majorité fragile）」としてケベック州では優位に扱うことが不可欠とする考えがある。

とはいえ、ケベック州が多様性を認めないわけではない。ケベック州は憲章で、良心及び信仰の自由を認め、宗教的帰属を理由とした差別を禁じている（「人の権利及び自由のケベック憲章」1975年）。このケベック州の市民のあり方をめぐる政策は「間文化主義（interculturalism）」と呼ばれる。宗教学者の伊達聖伸は、これを多様な文化集団の集団的権利を承認する多文化主義と、個人としての差異を私的領域でのみ承認し、集団的権利を認めないフランス流共和主義の間に位置付けている<sup>9</sup>。つまり、「個人の信仰の自由」のために、国家は集団的権利を保障しないまでも、個別に調整的機能を果たすのである。具体的

には「妥当な調整 (accomodement rasionnable)」などの概念をあげることができる。公的機関における宗教的標章の着用など、この概念は、「個人の信仰の自由」のために公的規則を個別のケースにおいて変更を認める法概念である。

カナダにおけるムスリムはどのような人々だろうか。ムスリムの多くは移民の出自を持つ<sup>10</sup>。1871年の段階でムスリムは13人であった。しかし、2011年国勢調査によれば、67.3パーセントがキリスト教徒、23.9パーセントが無宗教、3.2パーセントがムスリムとなっている。すなわち、総人口約3,600万人のうちムスリムは100万人超ということになる。ケベック州は人口約790万人で、その内約25万人がムスリムである。ケベック州のムスリムの特徴として、2000年代以降にその人口が3倍以上に増加していることがあげられる。また、ムスリムの宗派は多元的である。ムスリムを宗派ごとに区別するとスンナ派が多数であるが、他にシーア派、イスマーイル派、アラウィー派、ドルーズ派も存在する<sup>11</sup>。モスクなどのイスラーム組織は70ほど存在する。その中には政治社会改革の必要性を主張するタリック・ラマダン (Tariq Ramadan)<sup>12</sup>のネットワークである「ムスリムの存在 (Présence Musulmane)」も存在する。このネットワークは特にケベック州で活発に活動している。

しかし、多くのモスクは政治社会改革に関与することを嫌い、ヘイトスピーチや損害事件に関しても、積極的に発言することを控える傾向がある。こうした傾向に逆らって政治社会改革や差別に対して積極的に発言する団体として、カナダ全土に展開する「カナダ・ムスリム結社 (Muslim Association of Canada)」やケベック州モントリオールの「スンナモスク (Al-Sunnah Al-Nabawiah)」を特にあげることができる。ほかに、特にイスラモフォビアに対抗するムスリムの団体として、ともにケベック州を中心に活動する「カナダ・反イスラモフォビアネットワーク (Collectif Canadien Anti-islamophobie)」やムスリム以外のメンバーを含む「ライシテのためのムスリムとアラブの団体 (Association des musulmans et des arabes pour la laïcité au Québec)」をあげることができるだろう。

また、個人の、イスラームへの帰属意識のあり方も多元的である。自分のことをムスリムとして自己定義するとしても、このことは必ずしも、そのように自己定義した者がムスリムとしての宗教実践を行うことを意味しない<sup>13</sup>。ケベック州のムスリムのうちモスクに定期的に通うと答えたムスリムが25パーセント存在する一方で、約60パーセントが週に一度もモスクに行かないと答えている<sup>14</sup>。しかし、このようなムスリムの多元性は無視され、一元的に認識され、周縁化される傾向がある。

### (3) ケベック州におけるムスリムの周縁化

欧州とは異なり、カナダのムスリム・マイノリティは貧困層ばかりではなく、階層的には多元的である。しかし、他の宗教・宗派に帰属する者と比較すると、かれらの雇用市場における失業率は最も高い<sup>15</sup>。この事実からはムスリムという属性に注目した一般的な差

別の存在が想定される。カナダ全般でムスリムの学歴は平均よりも高いが、雇用市場では最も失業率が高い。ケベック州の高等教育の学位取得者は、平均で18.6パーセントであるのに対し、マグレブ諸国出身者は41.4パーセントである。しかし、ケベック州の平均失業率が7.2パーセントなのに対し、ムスリムのそれは17.1パーセントにのぼる。平均収入もケベック平均が36,352ドルなのに対し、ムスリムは28,099ドルである。

ただし、フランスや英国などとは異なり、カナダはかつてイスラーム地域を植民地化した歴史はない。つまり、フランスや英国のような旧植民地国出身者と結びつくような差別は存在しない。ではどのようなレトリックでムスリムは差別されているのだろうか。

差別の理由をいくつかあげることができる<sup>16</sup>。第一は、カナダの基本原則である両性の平等に反するという意味での男尊女卑である。第二は、ムスリムが増えることによるケベックの「脆弱なマジョリティとしての帰属意識に対する脅威」である。第三に、ケベック州においてカトリックが教育を含め、倫理的にも圧倒的に支配的であった「大いなる暗黒時代」(1940-60年頃)に対する恐怖から、同じような宗教勢力による日常生活の支配という意味で、イスラームの支配を怖れる点である。こうしたレトリックが広がったのは、多くのメディアで使用され、また、選挙でも争点として争われたのが大きな要因であると言われる。

### 3. ケベック州民としての帰属意識の構築

#### (1) 国家の基本原則の争点化 「妥当な調整」論争 (2007-2008)

イスラームへの帰属の周縁化という争点は、どのようにケベック州の基本原則や政策において、具体化されたのだろうか。そのためにはケベック州の政党対立に注目する必要がある。ケベック州では、1970年代よりケベック自由党(中道左派:与党2003-2012年、2014-2018年)と、ケベック州の独立を目指し、ケベック州民の帰属意識の中核としてのフランス語能力を強調するケベック党(ナショナリスト、社会民主主義:与党1994-2003年、2012-2014年)が二大政党として対立していた。この対立の中で、ケベック党が批判したのが、「妥当な調整」である<sup>17</sup>。これは、マジョリティ中心の法適用がマイノリティに対して差別的になる状態を修正するために考えられた法概念である。もともとは労働法分野において、規範を厳格に適用することによって、むしろ平等の権利を侵害するような差別が生じる場合に調整することを意味していた。現在では、この概念は宗教的多元性を認めるために利用されることが多く、ケベック党はこれを批判した。

この「妥当な調整」が宗教問題において適用されるべきかどうか、すなわち、「個人の信仰の自由」のために公的規則を個別のケースにおいて変更できるかどうか問われたのである。ただし、「妥当な調整」が最も注目されたのはムスリムの信仰の自由をめぐるものではなかった。2001年に問題となったのは、シーク教徒の12歳の少年がキルパンと呼ばれる

儀式用短刀を、凶器の持ち込みが禁止されている学校内に持ち込むことの可否である。第二審のケベック控訴院ではキルパンの持ち込みは認められなかったのだが、結局、2006年、カナダ連邦最高裁では持ち込みを認められることになる。そこで強調されたのは「個人の信仰の自由」のために国家・州は特定の宗教・宗派への帰属を周縁化しないということ、つまり「国家の中立性」であった。

しかし、この「妥当な調整」の法的解釈をケベック党は批判した。ケベック党からの批判によれば、マイノリティの宗教実践の表現ということを経由し、本来禁止されている場所においてもマイノリティの実践を認めることによって、結果的にケベック州が持っている法制度や、さらには歴史的に構築されてきたこれまでのフランス語やカトリックに基づいたケベック州民としての帰属意識が脅かされる可能性があるのだ。そして、この議論の中でムスリムの宗教実践の表現に特に注目が集まった。

ここで注目すべきは、州民の宗教的帰属に関わらず適用されるべき法律制度が、州民としての帰属意識を脅かす特定の宗教的帰属意識という観点から論じられた点である。たとえば以下のような事件がメディアで大きく取り上げられた。2006年モンリオールの「キリスト教青年会（Young Men's Christian Association: YMCA）」に対し、隣に住むハシディック（ユダヤ教徒）の要望で肌を露出した女性の姿が外から見えないうに窓を曇りガラスにした事件や、保健所におけるカップル対象の出産準備クラスにおいて非ムスリムの男性の参加が拒否された事件である<sup>18</sup>。

## (2) ブシャール・テイラー報告書——関係者によるプラグマティックな解決

宗教的帰属意識と州民としての帰属意識の関係をめぐる論争は、与党ケベック自由党の下で、専門家の諮問に委ねられることとなる。2007年には、カナダの多文化主義において参照される著名な研究者、社会学者ジェラルド・ブシャール（Gérard Bouchard）と政治哲学者チャールズ・テイラー（Charles Taylor）による「文化的差異に関する調和の実践をめぐる諮問委員会」が成立した。2008年5月に報告書は提出された。報告書は、アイデンティティ（帰属意識）とは相互作用の中で生み出されるものであることを確認し、その相互作用の中で変容する側面を尊重した。その点で、「妥当な調整」は、公的規則のあり方そのものを問い直すことなく、また、法的に帰属意識のあり方を一義的に確定することを避け、問題が生じた際に当事者の具体的な利害を考慮しながら、つまり、プラグマティックに、問題を解決する手段として、積極的に評価された。

報告書はどのような提言をしたのだろうか<sup>19</sup>。報告書によれば、判事、検事、警察官、ケベック州議会議長などの特定の公職については宗教的標章の着用を自粛すべきであり、州議会内の十字架や市議会冒頭の祈祷もふさわしくない。さらに報告書では実際には様々な事件がメディアによって事実とは異なる内容として報道され、それがもとになって誤ったイメー

ジが流布するようになっていることも指摘された。つまり、そもそも「問題」は存在しなかったのだ。たとえば、出産準備クラスにおける非イスラムの男性の参加の拒否という事実はなかったという。実際、カナダにおいて（これはカナダに限らないが）、イスラムの人口増加や脅威は実際よりも過剰にメディアなどで論じられ、一般に認識されやすい<sup>20</sup>。

このブシャーレ=テイラー報告書の中で、イスラームへの帰属意識と国民としての帰属意識とはどのように結び付けられたのだろうか。報告書は、個別の信仰実践をめぐる問題が国家や州の基本原則や、国民や州民としての帰属意識のあり方の問題につながるような状況を批判し、個別の事例における柔軟な関係者による合意を得るための協議を重視したと言える。

### **(3) ケベック的価値憲章——中立的であるはずの法的仕組みを特定の帰属意識の観点から意味付ける（2012-2014）**

しかし、「妥当な調整」という法律上の紛争解決手続が、ケベック州民としての帰属意識のあり方をめぐる議論を終わらせたわけではなかった。2012年の州議会選挙で9年ぶりに政権を奪還したケベック党は、2013年に60号法案として「ケベック的価値憲章（ライシテと州政府の宗教的中立、および男女平等の価値を明確にし、調整要求の枠を定める憲章）」を提出する。この60号法案は、州の公務員などが「これ見よがしな宗教的標章（*objet marquant ostensiblement une appartenance religieuse*）」を着用することを禁止する内容を含んでいた。同時に州議会の十字架については歴史的遺産として問題を認めなかった。具体的にはこの法案はイスラム女性のヒジャブなどを念頭に置いており、実際、ケベック党はこのケベック的価値憲章がイスラム女性の男性優位主義からの解放を目的とすることを主張した。

ケベック的価値憲章は、プラグマティックな解決を優先したブシャーレ=テイラー報告書とは異なる。憲章は、ヒジャブなどの着用を「男女平等」という国家、州の基本原則に対立するものとして認識したという点（つまり宗教的価値を国家、州が判断するという点）、カトリシズムというマジョリティの属性については州の歴史的遺産と意味付けることで問題としないという点（つまり、州は特定の宗教・宗派への帰属意識を擁護するという点）で、イスラームへの帰属意識の問題を州民の帰属意識の問題と結びつけたといえる。この法案に対してはケベック州のフランス語話者の49パーセントが賛成、34パーセントが反対した<sup>21</sup>。ただし、2014年4月の州議会選挙でケベック党がケベック自由党（与党2014-2018）に敗北したために廃案になった。

## **4. 過激化という問いの立て方**

### **(1) ホームグロウン・テロの問題化と過激化という視点（2014-）**

同2014年、ホームグロウン・テロへの対策が政策上の課題となると、イスラームへの



帰属意識と州民としての帰属意識との対立関係をケベック自由党も警戒するようになる。2014年10月、イスラーム過激派思想に感化されたケベック州民のムスリムが、ケベック州南西部の都市サンジャンシュールリシュリュエ（Saint Jean sur Richelieu）において兵士2人を自動車で轢き、1人が死亡した事件が起こった。そして、同じ10月にカナダの首都であるオンタリオ州オタワ市中心部において戦没者慰霊碑警護の兵士をケベック州民のムスリムがライフル銃で射殺し、連邦議事堂内へ侵入した事件が生じる。カナダ生まれの犯人（ホームグロウン・テロリスト）による2つの事件は、「イスラーム国」の拡大と相まって、イスラームの脅威がカナダにおいても存在することを知らしめた。さらに、2015年1月にはモントリオールの高校（*cégep*）メゾンヌーブでイスラーム国へ出発した3人の高校生がいたことが判明する。この事件は、思春期の若者たちへの過激化対策が必要であると公的機関に認識させることになった<sup>22</sup>。

以降、中等教育の場において「生徒の過激化予防」に取り組むことが学校にとって最重要課題の一つになる<sup>23</sup>。また、インターネットでのメッセージなどから、その内容が過激化と関連すると考えられたムスリム団体やムスリムの指導者に対して施設を開放しなくなる。たとえば、イスラモフォビアの糾弾で著名なムスリム活動家のアディル・シャルカーウィ（Adil Charkaoui）<sup>24</sup>は、これまでアラビア語やコーランの授業を行う際に借りていた高校などの教室を借りることができなくなる。これは、その活動にのみ注目してのことではない。つまり、シャルカーウィは空手を教えていたが、そのために借りていた高校の体育館も、過激化との関連性を警戒されて拒否されるようになる<sup>25</sup>。

ただし、その関与者数を考えれば、イスラーム国への関与をムスリムの一般的傾向とすることはできない。2017年の段階で約4万人の外国人戦闘員がイスラーム国にいると考えられる。そのうち185人がカナダからイスラーム国へ外国人戦闘員として渡航し、約60人がカナダに帰国したと考えられている（フランスは1,910人で帰国者は320人）<sup>26</sup>。したがって、渡航した者は、それが全員カナダの国勢調査上のムスリムだとしても、カナダのムスリム人口の0.02パーセント未満ということになる<sup>27</sup>。

しかしながら、こうしたムスリムの多元性は考慮されることなく、カナダ社会全般、特にケベックにおいて過激化というのはイスラームへの帰属を考えるとときの主要な読解格子になっていく。こうした中で、2015年1月にフランスでムハンマドの風刺画を掲載したシャルリーエブド社が襲撃される事件（12人死亡）、そして2015年11月にはパリ連続テロ事件（130人死亡）が生じる。一連のケベック州のムスリムが関与した事件や、さらにはフランスでの事件は、特にケベック州に大きな影響を与える。

## (2) 帰属意識の構築過程（社会化）への国家の介入

ホームグロウン・テロリストへの関心の高まりは政策上も「過激化」との闘いとして具

体化されていく。これらの政策はその対象をイスラームへの帰属に限定していないとしても、実際には主としてイスラームを念頭に置いて、ケベック州民として要求される帰属意識の観点からムスリムの信仰のあり方を規制しようとした。

2015年3月にモントリオール市は、中道左派のデニス・コデール（Denis Coderre）市長の下、与党ケベック自由党の州政府の協力を得ながら、「暴力に至るような過激化予防センター」を設立する。このセンターは警察と密接な関係を持ちながらも、予防を特に重視した活動を行い、週7日24時間電話で過激化に関する情報提供や相談に応える<sup>28</sup>。2015年6月にはケベック州はこのセンターを主要な組織と位置づけながら、「ケベックにおける過激化——行動、予防、発見、共生（La radicalisation au Québec: agir, prévenir, détecter et vivre ensemble）」と名付けられた行動計画を発表する。この計画は警察の介入をより確かなものとするために、ソーシャルワーカー、教師、病院関係者、カウンセラーそして警察の相互交流、協力関係を密接にしようとするものであった<sup>29</sup>。

この計画に沿って以下の法案が同時に提案された。2015年6月にケベック自由党の、ケベック州法務大臣ステファニー・ヴァレ（Stéphanie Vallée）は、59号法案「過激化との闘いのために憎しみを生み出すような言説の流布と闘い、身上保護を強化するための法律修正のための法律」を提案する。この法案は特に「憎しみを生み出すような言説」とは何かをめぐって表現の自由の観点から特に批判された。イスラームに対する誹謗中傷などを想定していたが、結局、「イスラームの批判」と「憎しみを生み出すような言説」との境目が不明確であるなどの意見もあり、修正を経て、2016年6月に「身上保護を強化するための法律修正のための法律」として成立した<sup>30</sup>。この法律は過激化を社会化の過程と認識し、特に「名誉をめぐる犯罪（crimes d'honneur）」や強制婚の予防に言及し、若者たちがその家族や周囲の「過剰な管理（contrôle excessif）」にある際に保護すること、生徒の身体的精神的安定性が脅かされているとみられる際に教育機関が調査することを認める。

また、59号法と同じ2015年6月に同法務大臣によって62号法案「国家の宗教的中立性を促し、いくつかの機関において宗教的な理由による調整の要求を特に規定する法律」が提出された。この法案は2017年10月に成立した。62号法は公立図書館、公共交通機関、公立病院で公共サービスを受ける際、提供者と受益者の双方に顔を覆うようなスカーフなどを着用することを禁じた。法律自体は何が宗教的中立性であるのかを定義していない。しかし、62号法は、ケベック州の「宗教的文化的遺産（patrimoine culturel religieux）」について何ら影響を及ぼすものではないとする一方で、ブルカなどの表現は出ていないが、その経緯から具体的にはムスリム女性のブルカ着用を念頭に置いていた。そのために、この法律は、ムスリムに対する差別を促すものとしてイスラームにとどまらず各宗教・宗派団体から批判された<sup>31</sup>。

この時期に州への帰属意識とイスラームへの帰属意識はどのように結び付けられたのだ

ろうか。これらの基本原則、法律や政策は、カトリシズムというマジョリティの帰属意識については歴史的遺産として問題としないという点（つまり、州は特定の宗教・宗派の帰属意識を擁護するという点）で、また特定しないまでも「過剰な管理」、「顔をわかるようにする義務」といった表現で、親の子供への干渉が批判されるイスラームや、ヒジャブなどを実際には想定させ、イスラームへの帰属を周縁化した。名誉維持のための家族による子供への暴行傷害の防止や、ブルカ着用によって困難になる身分確認などについてはよりプラグマティックな解決方法があったのではないだろうか。

テロとの闘いの中で、イスラームへの帰属意識は、これまでの①男尊女卑、②ケベックのカトリックに根拠づけられたナショナルな帰属意識を脅かすもの、③宗教による支配への警戒というこれまでのレトリックに加えて、④治安の観点からホームグロウン・テロと結びついて「過激化」として問題化されるようになる。過激化はもちろん、イスラームに限られるものではなく、極右の過激化も明確な課題とされているがその設立経緯からもイスラームが主要な対象になっていることに変わりはない<sup>32</sup>。

### (3) 社会化への注目

「過激化」という問題の立て方によって何がこれまでと変わったのだろうか。これまでは宗教的標章の着用などの「行為」が州の基本原則に反するとして問題化され、その「行為」を取り締まることで州民としての帰属を教え込もうとしていた。しかし、「過激化」はそのような「行為」に至る過程を問題視し、その過程に介入する「予防」的概念である。

「暴力に至るような過激化防止センター」の定義によれば、過激化とは「人々が極端な信念の体系を取り込む過程を意味する。この体系とは暴力を使用し、促し、容易にするような意思を含んでいる。そして、社会変容の手段としての特定のイデオロギー、政治計画、目的を圧倒的に優先させることを目指している」<sup>33</sup>。この定義に従えば、過激化とはまさに人が価値を内面化していくという意味での「社会化」の問題であり、だからこそ、家庭、友人関係、学校が過激化の進行する場所であると同時に過激化を防ぐ場所として注目される<sup>34</sup>。

「暴力に至るような過激化防止センター」は過激化の進行段階を6段階に区別しており、それぞれの段階での予防を提案している<sup>35</sup>。第一に共生への疑い、第二に否定的な言説への集中と意見の過激化、第三に過激化させるような、もしくはそれを促すような環境への接触、第四にイデオロギーによる硬直化と家族や社会環境からの断絶、第五に正当な手段としての暴力の認識、第六に消極的もしくは積極的な暴力行為への関与の段階をあげている。しかし、それぞれの段階の説明は漠然としており、具体的に何を意味するのかは一般化されていない。こうした段階をより明確化しようと、「暴力に至るような過激化防止センター」はいくつかの具体例を提示している。「新しい友人とのみ付き合う」、「思春期の悩み」、

「友人からの孤立」、「近親者の死などのドラマ」などである<sup>36</sup>。

こうした段階の現象の一つ一つが留意するべき必要のない問題というわけではない。学校のクラスでの孤立、相談できる友人の不在などは、それぞれ教育学や心理学、犯罪学などがそれぞれ対応してきた問題でもある。確かに、こうした段階が「結果として」過激化に繋がることは確認できる。しかし、その因果関係は不明確である。そして、過激化の現象自体がカナダのムスリムにおいても、極めて例外的な事例であることを忘れることはできない<sup>37</sup>。

## 5. 過激化という問いに応えることの困難と新たな問いの立て方

### (1) 一般化の困難

これまでの過激化の研究は、①個人が過激派のイデオロギーに惹かれ、暴力行為に参加していく過程についての研究や、②「過激な思想を身につけてテロ行為に参加する」という意味での「過激化」とイスラームの因果関係についての研究に分けることができる。①に関しては、個別のホームグロウン・テロリストの事例を集めることが大きな課題になる。しかし、集積した事例からは、ホームグロウン・テロリストが社会階層的にもジェンダー的にも、さらには出自においても多様であることが確認でき、テロリストとしての一般的特徴を限定することが困難である。②についてはイスラームのどのような解釈が過激化につながるのかを明らかにすることが課題となる。

しかし、そもそも「過激な」解釈とはなんだろうか。またそれを学ぶことが紛争地域への渡航に必ず繋がるのだろうか。またそのことを批判して、国家や州が規範的に「正しい」イスラームを定義したり、正当化した場合、それはこれまで「正しくない」イスラームに惹きつけられていたムスリムを惹きつけることができるのだろうか。さらには、紛争地域への渡航はテロ行為への参加を含意するのだろうか。これまでの研究を概観すると、変数が多すぎて過激化の過程を一般化することの困難性が明らかである<sup>38</sup>。

### (2) これまでの異なったアプローチの治安の下での統合

社会学者のヴァレリー・アミロー (Valérie Amiraux) は「過激化」という言葉の下での政策に問題があると考えている<sup>39</sup>。彼女は「過激化」という言葉の必要性や、それが非暴力的な過激化を否定するものではないことに理解を示す。しかし、彼女によれば、この言葉はこれまで異なった分野で扱われていたものをまとめて扱うという効果を持つ。そして、彼女が懸念するのは、その言葉が特に治安の観点から定義される際に、社会化の場としての家庭、友人関係、学校といった場がもともと期待されていた多元性への対応のための仕組みが阻害されることである。社会化の場は、新たに人が規範を内面化する場であるだけに紛争が生じやすく、具体的な争点を利害関係者が特定の状況の中で解決するという意味

での、プラグマティックな知恵を積み重ねてきたのだ。

現在の過激化という問いは以下のような問題を生み出さないだろうか。まず、イスラームへの帰属意識の意味を治安の観点から一元化する傾向である。次に、その帰属を内面化していく過程を治安の観点から分析することで、まさにその内面化が行われる場における相互作用の多元性（ここでは教師や両親、友人がそれぞれの学習やしつけ、さらには楽しい時間の共有といった観点から相互作用が行われる）を見落とすことである。また、司法や政府、メディア、市民社会がイスラームの教え自体を敵対視すればするほど、排除された人々の目には過激なイスラームが現在の社会のオルタナティブとして魅力的になることである<sup>40</sup>。

### (3) 問いを、国民としての帰属意識に向き直す

問題なのは、イスラームへの帰属意識ではなく、それを問題化する国民や州民としての帰属意識だとすれば、必要なのは過激化の過程に注目することではないだろう。注目すべきは、ムスリムとしての帰属意識が、カナダの中で具体的にどのような場所で、どのようにムスリムに表現され、どのような周囲の人々との相互作用の中でムスリムが周縁化されていくのか、それに対してどのようにムスリムが対抗し、ムスリムが周縁化される関係が変容していくのか、もしくは周縁化が固定していくのかというムスリムと周囲の人々との相互作用の叙述になるのではないか<sup>41</sup>。この特定の時間・場所における相互作用を描くことで、マジョリティがマイノリティを周縁化していく仕方をより実際のものとして理解できるだろう。

このことは、マイノリティ個人の経歴の中に暴力的な要素を見出そうとすることで過激化の問題を個人の問題に還元することなく、また、制度や仕組みの話に注目することで周縁化の過程を、つまり、「なぜ、どのように過激化が進むのか」を見落とさないで済むのではないだろうか。

その際にアミローが提案する公道や学校など、多元性を不可避免的に人々が経験する場における周縁化をめぐるエスノグラフィという方法は有効性が高い<sup>42</sup>。エスノグラフィは、具体的な人間の相互行為を叙述することによって、どのような認識による発言や振る舞いが相互行為の中で「紛争」として認識されていくのか、その「紛争」がさらにどのように相互行為を規定していくのかを明らかにすることを目的とする。そのことによって、抽象的な国家原則や帰属意識ではなく、プラグマティックな相互行為に注目することで、マジョリティ・マイノリティという関係性がどのように構築され、その中でマジョリティがどのようにマイノリティを差異化していくのかというそのパターンを明らかにすることができる。

このパターンを明らかにすることで、具体的な相互行為とは独立して、抽象的にイスラーム

ムへの帰属意識を周縁化する中で、マジョリティの帰属意識を中心に国民や州民としての帰属意識のあり方を構築しようとする作業の存在が明らかになる。さらに、このパターンの中で具体的にイスラームへの帰属意識との関係で議論されるのは、「妥当な調整」であれ、「ライシテ」であれ、あるいは「治安」であれカナダ・ケベック州の基本原則であるが、これらの基本原則の解釈の幅が広ければ広いほど、他国と区別される基本原則の固有性は薄れていく。その中で、固有の基本原則というよりはそれらを規定する、「個人の信仰の自由」と「国家の中立性」に基づいた国民としての帰属意識のあり方自体が問われていることが明らかになるだろう。

## 6. 暫定的むすび

本稿では、カナダ・ケベック州のムスリムが州民の帰属意識の観点から警戒される、ある現状に基づいて問いを立てるのではなく、そもそもどのような経緯でこのような現状が作り出されたのかを時系列的に追うことで、北米においてマイノリティ意識の高いケベック州において、イスラームへの帰属意識がケベック州への帰属意識と対立するのではないかと問題視されてきたことを確認した。

さらに、「妥当な調整」をめぐる議論の中でプラグマティックな多元性への対応が提案されたが、その後のケベック党の勝利、さらにホームグロウン・テロ事件などを背景にイスラームへの帰属意識をケベック州への帰属意識と対立する可能性があるものとして認識する傾向が継続した。その中で、これまでの「男女平等」、「マジョリティのフランス系カトリック教徒としての帰属意識」、「宗教の支配への警戒」に加えて、「過激化」がイスラームへの帰属を周縁化する理由として加わった。

「過激化」がこれまでのイスラームへの帰属意識への警戒と異なるのは、その行動（たとえばヒジャブの着用）を規律するのではなく、その行動に踏み出すまでの過程に働きかけようとする点である。したがって、介入場所は学校などの社会化の場になる。しかし、治安の観点から「過激化の一連の段階」を念頭に、該当する若者たちの社会化に介入することは、これまでの学校教員をはじめとした社会化を担う人々の多元性をめぐるプラグマティックな対応能力を損なうことになるのではないだろうか。

過激化を研究する際に、過激化した当事者の過程の把握、予防的な観点からの因果関係の特定が困難であることを考慮し、さらに、イスラームへの帰属に注目した過激化という問題設定がなぜ、どのように行われるのかに注目する必要がある。この点で、アミローの多元社会における多元性をめぐる相互作用をエスノグラフィックに描くことの重要性の主張を考慮するべきである。つまり、マイノリティに注目するのではなく、マイノリティを作り出すマジョリティに注目するのであれば、ムスリムにではなく、この社会でマジョリティがどのようにムスリム・マイノリティとの関係で自分の帰属意識を排他的に構築し、

マイノリティはどのようにそれに対抗するのかという相互作用に注目することで個別の過激化のみを分析し、異常性を見出そうとすることにならないですむという有効性があるだろう。

イスラームへの帰属意識を周縁化する過程で明らかになるのは、「個人の信仰の自由」を維持し、「国家の中立性」をマジョリティの帰属意識のあり方から独立したものとして維持するのか、それとも、中立性自体をマジョリティの帰属意識のあり方を根拠に定義することでマイノリティを周縁化していくのかという問いである。後者を優先するのはカナダ・ケベック州にとどまらず、欧州や北米で広範に見られる傾向である。

— 注 —

- 1 本稿で「市民 *citoyen/citizen*」とは政治共同体のメンバーを意味する。メンバーシップは欧州連合のような国家を超えた政治共同体から、国家、地方自治体まで多層に存在する。本稿では、特に国民、ケベック州民を対象として論じる。
- 2 この点について岡野八代『シチズンシップの政治学』（白澤社、2003年）41-49頁。
- 3 この点について、リベラルデモクラシーの危機と結びつけて論じることできる。Marzouki Nadia, *Islam, an American religion* (New York: Columbia University Press, 2017).
- 4 ケベック州でムスリム・マイノリティは最も差別を経験している。サミラ・ベリヤジド「カナダのムスリム」丸岡高弘、奥山倫明編『政治と宗教のインターフェイス』（行路社、2017年）189-213頁。
- 5 Sébastien Lévesque, « Étendue et limites de la neutralité de l'Etat, » in, S. Lévesque (dir.) *Penser la laïcité québécoise.*, (Laval: Presses de l'Université Laval, 2014), pp. 43-54.
- 6 この場合の暴力にはヘイトスピーチや傷害、殺人などの行為者が明確な直接的暴力はもちろん、行為者が不明確な構造的暴力も含まれる。
- 7 たとえば、「スカーフ事件」では、「公教育の危機」が叫ばれ、女子生徒が登校を禁じられた。しかし、3人の女子中学生がヒジャブを着用したことで、授業ができないなど、公教育の教育実践における障害が発生するわけではない。2009年にモスクの尖塔を禁止したスイスでは、ムスリムにほとんど会うこともなく、モスクの建設計画もない、スイスの山間部の住民が、それにもかかわらずモスクの建設反対の強硬な意見を持っている。Valerie Amiraux and J. Araya-Moreno, “Pluralism and Radicalization: Mind the Gap!” in Paul Bramadat and Lorne Dawson (eds.), *Religious Radicalization and Securitization in Canada and Beyond* (Toronto: University of Toronto Press, 2014), pp. 92-120.
- 8 もともと北米におけるフランス人入植地であったこともあり、現在もフランスとの関係は深い。フランス語で教育研究を行う、パリ大学に次ぐ規模のモンリオール大学や各地に分校を持つケベック大学を抱え、フランスの高等教育機関との交流も盛んである。
- 9 伊達聖伸「ケベックにおける間文化主義的なライシテ（上）」『思想』1110号（2016年10月）6-28頁。
- 10 <<https://observatoire-espace-societe.com/espace-et-societe/societe/les-musulmans-du-canada-realites-enjeux-et-perspectives/>> 2019年1月15日アクセス。
- 11 ベリヤジド「カナダのムスリム」193頁。
- 12 タリック・ラマダン元オクスフォード大学教授でムスリム同胞団創始者のハサン・バンナー（Hassan Al-Banna）の孫にあたる。彼はムスリムが政治社会改革に参加することを呼びかけている。
- 13 ベリヤジド「カナダのムスリム」194頁。
- 14 ただし、若者の間で礼拝実践の高まりが観察できる。
- 15 <<https://observatoire-espace-societe.com/espace-et-societe/societe/les-musulmans-du-canada-realites-enjeux-et-perspectives/>> 2019年1月15日アクセス。カナダ全般においてムスリムは差別される主要なマイノリティとなっている。Sarah Wilkins-Laflamme, “Islamophobia in Canada,” in *Canadian Review of Sociology*, Volume 55-1 (2018), pp. 86-110.

- 16 ベリヤジド「カナダのムスリム」197-199頁。Denise Helly, “Islamophobia in Canada?,” in Francisco Colom and Gianni d’Amato (eds.), *Multireligious Society*, 2016; Denise Helly, “The Socio-political Context of Islamophobic Prejudices,” in *Islamophobia Studies Journal*, volume 2, issue 2, 2014, pp. 143-156.
- 17 伊達聖伸「ケベックにおける間文化主義的なライシテ（上）（下）」『思想』1110号、1111号（2016年10月、2016年11月）6-28頁、137-154頁。飯笹佐代子「マイノリティの人たち」小畑精和・竹中豊編『ケベックを知るための54章』（明石書店、2009年）127-133頁。
- 18 飯笹佐代子「マイノリティの人たち」小畑精和・竹中豊編『ケベックを知るための54章』（明石書店、2009年）127-133頁。
- 19 ジェラルド・ブシャー、チャールズ・テイラー編（竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳）『多文化社会ケベックの挑戦——文化的差異に関する調和の実践 ブシャー＝テイラー報告』（明石書店、2011年）。
- 20 たとえばムスリムの人口は実際には3.2パーセントであるが約5倍、17パーセントとして過剰に認識されている。<<https://www.ipsos.com/en-ca/news-polls/perils-perception-canadians-are-out-touch-factual-realities>> 2019年1月17日アクセス。
- 21 飯笹佐代子「『ケベック価値憲章』をめぐる論争」『ケベック研究』6号（2014年）30-50頁。Maryse Potvin, *Crise des accommodements raisonnables* (Montreal: Athéna Editions, 2008).
- 22 2014年以降のカナダでのイスラームの過激派によるテロとしては、2017年9月30日のソマリアからの難民が警官を轢き、ナイフで負傷させた事件がある。
- 23 例えば、以下を参照。<<https://www.crosemont.qc.ca/interculturel/cegepiens-radicalisations-vivre-ensemble>> 2019年1月14日アクセス。
- 24 彼は1973年にモロッコで生まれ、その後モンリオールに移民したムスリムである。彼は空手の指導者であり、かつイマームである。また、アドヴォカシーグループの「イスラモフォビアに反対するケベックネットワーク the Quebec Collective Against Islamophobia」の代表を務めている。彼は、アフガニスタンをはじめとするイスラーム武装勢力と関係を持っていると言われている。彼の教えていた生徒のうちの6人がイスラーム武装勢力に加わるためにシリアに渡ったと言われている。
- 25 <<https://ici.radio-canada.ca/nouvelle/708847/maisonneuve-charkaoui-location-contrat-djihadistes-cegepiens>> 2019年1月12日アクセス。
- 26 Richard Barret, *Beyond the Caliphate* (The SoufanCenter, 2017), p. 12.
- 27 このカナダのムスリム人口は2011年の統計に基づいているので、2017年時点ではさらに増加していると考えられる。
- 28 2017年4月30日までで1890件の通報があり、そのうち644件が過激化やヘイトクライム関連事件への援助を求めるものだった。<[http://www.midi.gouv.qc.ca/publications/fr/dossiers/SYN\\_PlanRadicalisation20152017.pdf](http://www.midi.gouv.qc.ca/publications/fr/dossiers/SYN_PlanRadicalisation20152017.pdf)> 2019年1月15日アクセス。
- 29 <[http://www.midi.gouv.qc.ca/publications/fr/dossiers/PLN\\_Radicalisation-synthese.pdf](http://www.midi.gouv.qc.ca/publications/fr/dossiers/PLN_Radicalisation-synthese.pdf)> 2019年1月15日アクセス。
- 30 <<http://www.amalquebec.org/2015/08/17/projet-de-loi-59/>> 2019年1月15日アクセス。
- 31 しかし、同時にナショナルな帰属意識を強化しようとする立場からは、宗教的標章の着用を「妥当な調整」として認めることで州が特定の宗教・宗派を承認することになるかもしれないと批判された。
- 32 むしろ、こうしたイスラームへの帰属を過激化と結びつけることでその多元性を軽視する読解格子がイスラームへの帰属を持つとされる人々や施設への攻撃につながっていないだろうか。2017年1月29日にはケベックシティのモスクを極右の過激派が銃撃し、6人が死亡している。
- 33 <<https://info-radical.org/fr/radicalisation/definition/>> 2019年1月14日アクセス。
- 34 <[https://inforadical.org/wpcontent/uploads/2016/07/SOMMAIRE\\_RAPPORT\\_CPRMV.pdf](https://inforadical.org/wpcontent/uploads/2016/07/SOMMAIRE_RAPPORT_CPRMV.pdf)> 2019年1月14日アクセス。学校は典型的な過激化防止のための拠点となる。
- 35 <[https://ville.montreal.qc.ca/documents/Adi\\_Public/CE/CE\\_DA\\_ORDI\\_2017-02-01\\_08h30\\_Centre\\_prevention\\_radicalisation.pdf](https://ville.montreal.qc.ca/documents/Adi_Public/CE/CE_DA_ORDI_2017-02-01_08h30_Centre_prevention_radicalisation.pdf)> 2019年1月14日アクセス。
- 36 <<https://info-radical.org/fr/comment-reconnaitre/>> 2019年1月14日アクセス。
- 37 実際、センターも「暴力に至らない過激化」は新たな社会を作り出すものとして肯定的に評価しており、過激化の中で暴力につながるものと繋がらないものとの区別は明確ではない。個人が自分の確信に基づいて周囲の環境や人々との関係を持たない場合、それは過激な立場になることもあるが、必ずしもその立場は民主主義の価値や規範と矛盾するわけではない。むしろ、その周囲の人々やより広い政治的文脈において肯定的な役割を果たすこともある。センターは代表的な例として、反人



- 種差別運動を挙げている。具体的にはマルティン・ルーサー・キング (Martin Luther King) や、ネルソン・マンデラ (Nelson Mandela)、マハトマ・ガンディー (Mahatma Gandhi) の名前を挙げている。  
<<https://info-radical.org/fr/radicalisation/definition/>> 2019年3月10日アクセス。
- 38 Daniela Pisiou, “Radicalization,” in J. Cesari (ed.), *The Oxford Handbook of European Islam* (Oxford: Oxford University press, 2015), pp. 770-801; Valérie Amiraux and J. Araya-Moreno, “Pluralism and Radicalization: Mind the Gap!,” in Paul Bramadat and Lorne Dawson (eds.), *Religious Radicalization and Securitization in Canada and Beyond* (Toronto: University of Toronto Press, 2014), pp. 92-120.; Xavier Crettiez, «Penser la radicalisation,» *Revue Française de Science Politique*, 66 (2016), pp. 709-727.
- 39 Valérie Amiraux, « Polémiques et socialisation, » in Habib El-Hage (dir.), *Cégépiens, Radicalisations et Vivre ensemble* (Montreal: Les publications du Collège de Rosement, 2016), pp. 19-21.
- 40 Patrick Simon, Vincent Tiberj, « Sécularisation ou regain religieux: la religiosité des immigrés et de leurs descendants, » in Cris Beauchemin, Christelle Hamel, Patrick Simon, dir., *Trajectoires et origines* (Paris: INED, 2016), pp. 501-530.
- 41 暴力と結びつくような過激化に進んだ人々の研究が不要ということではない。その場合も、かれらが過激化に進んでいくあり方をその相互作用も含んで、周囲の環境との関係の中で描くことで、当該者がどのようにマジョリティから周縁化されて行くのかを理解することができるだろう。過激化した者のキャリア分析はこうした点で有効性が高いが、実際にはこうした調査を行うことは資料の点で困難だろう。したがって、過激化に進んだ人々も経験したに違いない、社会の一般的な相互作用の場を叙述することが必要ではないか。何れにせよ、犯行声明ビデオなどからだけでは、それが相互作用の側面を欠いているために、彼らがどのような相互作用の中で過激化に向かうのかを理解するのは困難だろう。そのために、個人の特異性に注目するか、もしくは大きな社会不正義などの構造的要因に注目することになってしまう。構造的要因に注目することはマジョリティの問題として、個人ではなく社会の問題として理解することを可能にするが、構造がどのように特定のマイノリティの周縁化につながるのかという点を把握できない。つまり、そこでは実際に人が周縁化される仕組みは見落とされる。
- 42 Valérie Amiraux and J. Araya-Moreno, “Pluralism and Radicalization: Mind the Gap!,” in Paul Bramadat and Lorne Dawson (eds.), *Religious Radicalization and Securitization in Canada and Beyond* (Toronto: University of Toronto Press), 2014. pp. 92-120. <<http://valerieamiraux.com/wp-content/uploads/2010/05/Amiraux-Projet-FRQSC-PLURADICAL-2014.pdf>> 2019年1月14日アクセス。

